

令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年11月29日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和3年11月29日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	令和3年11月29日	10時4分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	3番	松崎近	5番	待永るい子	6番	竹下泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸				
	副町長	每原哲也				
	総務課長	田中照海				
	財政課長	西村正史				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年11月29日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第68号～議案第70号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として3番松崎議員、5番待永議員、6番竹下議員、以上の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。

町長提案の議案第68号から議案第70号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第68号は、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給割合を改定するため、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を0.1月分引き下げるものであります。

次に、議案第69号は、町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正するものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を0.1月分引き下げるものであります。

次に、議案第70号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給月数を改定するため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、職員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるもの、及び再任用職員に係る期末手当を0.1月分引き下げるものであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

○9番（所賀 廣君）

議案第68から70、それぞれの議員の分、あるいは特別職の分とか、分かれています、この68号は太良町議会議員の件ですが、この改定の内容が、期末手当の支給月数を0.1月分引き下げるものでありますというふうに説明がありますが、これを仮に0.2月分とか0.3月分とかとしたような場合、そういったときにペナルティーがあるかどうか分かりませんが、そういったことは可能なことなんでしょうか。0.2月分でも結構ですが。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御指摘の率を変えるについては可能なかということでございますけれど、今回の改定につきましては、県の人事委員会勧告に基づき規定を定めてございます。もし、この率を変えることであれば、対外的な、客観的な理由が必要ということで、そういう率を変えるだけの説明できる材料を持ち合わせておりませんで、この人事委員会勧告に従わざるを得ないと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

この68号、期末手当の支給割合の改定、また太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等の改正としてありますが、ここに期末手当の分は0.1としてありますが、議員報酬また費用弁償はどれぐらいの引下げ等々になるわけですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

今回の条例の中で、期末手当の分のみということでございます。報酬については、改定の予定はございません。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それは、期末手当分の支給割合の改定だけであって、議員の報酬及び費用弁償の条例の一部を改定するものでありますと書いてあつてでしょう。そげなとするんなら、ここの文章の中には要らんとやなかですか。

○総務課長（田中照海君）

別紙の条例を見ていただきたいと思いますが、その5条の中に期末手当を規定して

ございますので、全体的な議員報酬等々については前条文の中で記載しておりますけれど、第5条の改定ということで、期末手当の分と御承知を願いたいと思います。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

68号から70までの勧告の内容はこれで分かるんですけども、実施時期は、いつからするのかというのをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

期末手当が12月1日付で条例の改正が、規定で交付されなければならないという関係から、施行は12月1日ということでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

聞くところによれば、前回の分でしたね。前回は8月やったですかね。8月分も遡って実施するような話も聞いていますけれども、それについてはいかがでしょうか。6月か、失礼、6月ですね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

期末手当が12月と6月と2回交付の期がございまして、今回の令和3年度の期末手当の減額ということで、12月を1回で改定をするということで、議員の質問は、多分6月と12月という、その期日の件でございましょうけど、条例の第2条で6月と12月では、令和3年度の12月分を2分の1ずつに分けて減額するという、そういう条例立てになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

○6番（竹下泰信君）

69号については町長等というのがありますが、町長等にはどなたが含まれるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

題名は町長等ということでございますが、町長、副町長、教育長までは入ります。三役でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決をいたします。

議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

○5番（待永るい子君）

総務省からの資料を見ますと、国家公務員の給料改定は、8月10日に人事院勧告において、月給、月例給の改正は行わないが、期末手当については支給月数を0.15月引き下げるとされ、

政府もそれを受け入れた形となりましたが、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとありますが、適切に対応するという言葉は、国の方針を決められても、各自治体で必ずしもそれに従わなくてもいいとも取れますが、国の方針に100%従わないといけないのか、それとも国の方針を参考にしながらも、自治体自体で下げ幅の率を変えてもいいのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

地方公務員法に及ぶのは、佐賀県の職員と地方公務員、役場の職員でございますけど、国の人事院勧告に基づいて県の人事委員会がその協議を行うわけでございますけれど、当然国の勧告は承知をしながら、それに基づいてということでございます。それで、例えば佐賀県で言えば、国の給与状況と佐賀県内の状況を比較して、給料が国に準じて高ければいいですけども、県の人事委員会はそうでないと判断した場合は、例えば国は勧告はするけれど、それより上げる勧告もひょっとしたら行うかもしれません、それは県の事情をよく知る県の人事委員会が検討する事項であります。今回の条例については、県の人事委員会勧告を参考に条例立てをしてございますので、町については県に従うという条例立てになっております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

次に、自治体の期末手当についてですけど、三役と議員は0.1月なのに対して、職員は0.15と引下げ幅が多くなっております。普通に考えて、これは反対ではないかと私は考えます。これについても、絶対従わないといけないのか。根拠というか、それが納得できないというか、どうしてそうなんだと。普通は反対じゃないかと考えるんですけども、それについての町としての考えをお聞きしたいと思います。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

この件につきましては、国、それからさらに県が出します人事院勧告及び人事委員会の勧告に基づいて行っておるところでございますので、それが、0.1がなぜ0.1なのか、あるいは職員が何で0.15なのかということにつきましては、こちらのほうでは把握をできないということでございます。

○5番（待永るい子君）

でも、国とか県が出すわけじゃなくて、自治体が予算は出すべきものなので、そこら辺はもう少し突っ込んで聞いてもいいんじゃないかなとは思いますが、私の希望として、ふだんから太良町は職員数が少ないと言われております。町長も言われたと思います。うち

は職員が少ないと、規模に対して。その少ない人数で仕事をするというのなら、職員一人一人の負担は大きいと考えます。たくさんいるところよりも、少なくて仕事をしなくちゃいけないんだったら。特にこの2年間というのは、コロナの影響で職員に対する負担は大きいものがあったんじゃないかというふうに考えます。ならば、せめて職員に対しては100%出してあげたいなというのが私たちの思いにあります。そうじゃないなら、率をなるべく少なく下げてやりたいなというふうに、そういう心情がありますが、もともとこれが0.15になったのが、昨年の8月から7月まで1年間の民間の特別給の支給割合が4.32なのに対して、職員は4.45ということで、その差が0.13ということでありましてけれども、じゃあどうしてこの0.13じゃないのかと。どうして0.15なのかと。その辺も私たちは釈然としないのがあって、では太良町として0.13にしますと言ってもいいんじゃないかというのがあるんですけども、絶対国に従わないといけないというか、それが今までの慣例でずっとそうやってきたのか、例えば、うちはこうしたいですというのが言えるのか、それを再度お聞きしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

うちの給料は、まず国、県の給与体系を利用しております。うちが独自で給料表はつくっておりません。そういったことで、今までずっと国、県の人勤に基づいて、給与が引下げになった場合は引き下げる、それから期末手当も引き下げられれば引き下げる、上がった場合は上げるといふような形でやってきているわけです。ですから、あと議員が言われるように、本来ならうちが単独でしてよければ、まだラスパイレスも多分国が100とすれば、うちは96ぐらいじゃないかなと思います。ですから、一気に100ぐらいに引き上げてやってもいいんでしょうけれども、そこまでは行かないから、うちの給与体系がないもんですから、国、県に準じていると。そして、今人事評価制度を取り入れておりますので、そこら辺は其中で幾らか上げてやったり、下げたりという場合もあるかと思いますが、そういった対応でしか、今のところはやる方法がありません。ですから、国、県の人勤に準じ、今回は県の人事委員会の規則に準じて改定しているというようなことでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

今回、職員の給与の引下げということなんですけれども、去年も引下げがあって、何かじわじわ来ているなという感じがするんですけども、国とか県からどのぐらいまで、例えば今後5年間でどれぐらいまで引き下げようとしているとか、そういうような発表というか、構想というのはあるんでしょうか。町じゃなくて、国とか県がです。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この制度は、先ほど待永議員もおっしゃったとおり、1年間の民間給与との比較ということで、それを基に作成、検討をしている率でございまして、目標でどこまでというのが、そ

ういう規定立てにはないということです。令和元年までは、少なからず勧告の上昇があつていて、令和2年度から連続で減少になっているということは、民間給与がそのように動いているのかなという感じはいたしております。

以上です。

○1番（山口一生君）

民間動向にある程度歩調を合わせるということで、理解をしています。例えば、太良町の財政的に、このぐらいの給与の水準まで下げたら、あとは下げるのは厳しいなとか、何かそういうポイントというのは今のところあるんでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

給与についての基準というのは、今現在はありません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

多分、それは職員さんたちのモチベーションというか、そういうものとか、採用をするときに、あまりにも給与が低くなり過ぎていると、採用とかにも影響が出るかなというところもあるので、太良町ではこのぐらいのラインは死守したいというのを、もし検討を始めることができれば、何か考えを持たれていたほうがいいのかというのは個人的に思いました。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど町長も申しまして、今現在給料は人事評価制度というのをやっております、それを勤勉手当に反映させているという現状で、現在はそこの勤勉手当のところで給料の調整を行っているということなので、先ほどの財政課長も申しましたとおり、基準は基準としてきちっとありますので、今制度上給料を上下できるのは、勤勉手当の人事評価制度ということでやっております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

質問が多分ダブると思いますけど、基本的に給与、期末手当等は町独自で決められると思っております。それで、これを見ますと、待永議員の質問とダブりますけど、何で特別職、議員が0.1で、職員が0.15なのか。まして、再任用職員さんは0.1か月分、何で違うのか。まして、会計年度職員さんは0.15ということだと思いますけど、その違いを明確に返答お願いします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

その違いをということでございますけども、答弁にはなりませんけど、今のところは私の

ところでは、その違いについて分析しておりません。今後勉強したいと思います。

以上です。

○8番（江口孝二君）

答弁はできません、県の人事委員会勧告に従いますと。それじゃあ、町独自で決められるというのは、絵に描いた餅ですか。先ほどの待永議員の質問にもありましたように、2年間、一生懸命職員はされております。今回は、期末手当だけでしょう。先ほどから勤勉手当の話が出ていますけど、勤勉手当で調整するというような総務課長の答弁だったと私は思いますけど、それが何の関係があつとか、そこはどのように考えておられるのか。勤勉手当は、あくまでも自己評価をして、そして上司が査定して決められるものだと思います。その総枠は変わらないはずですよ。その中の上下の違いのあるだけの話だと思いますから。予算は取っておりますから、全部上げるということではできないはずですよ。だから、勤勉手当と期末手当は別に考えて、今回の期末手当については町独自でできると思いますけど、それはできないのですか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、先ほど待永議員にも答えましたように、町独自で給料をつくるというのは大変なんです。よそは、例えば民間企業があつて、その辺の給料を参考にしながら、このぐらいの年齢では幾らとかというふうなことで決めていけばいいんでしょうけれども、太良町で、県ではもちろん持ちませんけれども、独自で決めた給料を持っているところはありません。つくるのが私大変であると思います。そして、それをじゃあ、今人勧が出しているのは、国の全国で見た民間企業あたりの給与体系、それから賞与、総合的なことを勘案しながら、公務員と民間との比較の中で人事院勧告を出されていると思います。そういったことで、これをじゃあ町独自で、先ほど言いましたように、ラスパイレスも国の平均からは低かけんが、上げてよかたいねというふうなことになれば、それでいいんでしょうけれども、今のところは、過去にずっと、私も知る限りでは人事院勧告に基づいた形で支給をしているわけで、ですからそこが、言われるように、職員は一生懸命頑張っているというのは、それは私も認めております。だから、我々の分を職員にやるということも可能ではあるかもしれませんが、じゃあそれをしたとき、その中で、じゃあ0.15を、職員は何も下げなかったというふうなことが可能なのか、そこら辺は検討をしてみたいと思いますけれども、専門家に聞いてみたいと思いますけれども、多分どこの市町でもそういったあれが出てきている、こういった、職員が頑張りよっけん、もっと上げてやらんかいというふうな話になれば、そこら辺はできるのか、またいろいろ県あたりにも聞きながら、検討はさせてください。しかし、うち独自で給与を変えていくというのは、私は今の時点では不可能だと思います。その根拠、じゃあどういったことで変えたのか、そして上げたのかということを確認に出さんと、理由は立たないと思いますので、そこら辺は研究をさせてください。

以上です。

○8番（江口孝二君）

町長の説明は、分かったような分からんような、私にとっては答弁だったんですけど、もう一つだけお尋ねしますが、もしこれを町独自でした場合に、県、国からどのような圧力が来るのか、圧力はあるのかどうか、その確認はぜひしたいと思いますので、そこら辺を明確にお答えください。

○町長（永淵孝幸君）

そこら辺を含めて、検討させてくださいと言いよるわけですよ。ですから、うちが給料をつくってはいかんという制度はないと思います。つくってはいいいと思うんですよ。しかし、18歳で入ってきて幾ら、大学出て入ってきて幾らというふうな給与体系をつくっていいと思います。しかし、そこをしたとき、全部がうちは、例えば人勧、よそがじゃーたら、そこら辺を参考にしながら、給与とかなんかも決めていかないかん。そのとき、国の基準としたラスパイレスが出たとき、うちが低かった、いや高かったと、そういったときの対応も考えないといけないわけですから、じゃあ何で太良町は自分の町で給与体系をつくるのかと、そこら辺の話があろうかと思えます。ですから、そこら辺の根拠がはっきりしたりとかしない限りは、今のこの人勧にのっとったやり方しかない。過去にも、そういったことでやってきているということです。

以前、民間の給料は安いと、太良町職員は高いと言われた議員さんがいらっしゃいました。そのときも、太良町の平均所得は240万ぐらいだとか。じゃあ、職員もそれで、それで職員が同じ所得に合わせるということは、人勧とかなんとかかけ離れているわけですよ。そういったことで、そのときもお話があったと、私は記憶しております。ですから、町独自で給与をつくるというのは、なかなか厳しいんじゃないかなと。しかし、検討はさせていただきますということです。

以上です。

○8番（江口孝二君）

報道等を見ますと、全国で、鳥取ですかね、一番安い。だから、ここは0.10、0.05やったですかね、という人事委員会の勧告が出ております。でも、太良町の年間給与を見たら、鳥取県の平均よりも安いですもんね。そこら辺を考慮しても、それなりに職員さんの分については、言い訳じゃないですけど、言い分もあると思いますから、そこら辺も考慮して、ぜひ今後はその辺のところを考慮して、職員だけということじゃなくて、特別職にしても議員にしても職員にしても、同じ率で、下げるのであればですね。上げるのは、職員さんもよんによ上げてもらうてよかったですけど、下げるものについては同率にしてほしいと思いますので、そこら辺のことをよろしくお願いします。答弁は要りません。

○町長（永淵孝幸君）

その辺は含めて、県のほうに相談をしてみます。人勸で0.15月下げろと言われるのが、逆に上げていいかと。うちは職員が少なく頑張っているからと。それは可能ですよと言うてもらえば、また次のがんときも上げるようなことを、職員の給与をもっと上げるようなことを提案もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和3年第7回太良町議会（臨時会第4回）を閉会いたします。

午前10時4分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 松 崎 近

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信